

(別紙)

公立学校共済組合福島支部における個人番号利用事務の範囲について

標記については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項に定める別表第一の24及び39の下欄に掲げる事務であって主務省令で定めるものであり、その内容は以下のとおりです。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号）
（第二十一条の二及び第三十条の二を抜粋）

第二十一条の二

（1～2項省略）

3 法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者たる地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。

- 一 厚生年金保険法による同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（以下この項において「第三号厚生年金被保険者」という。）に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 二 第三号厚生年金被保険者の資格に関する事務（前号に掲げるものを除く。）
- 三 厚生年金保険法による保険給付及び当該保険給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 四 厚生年金保険法による保険給付の支給に関する事務
- 五 第三号厚生年金被保険者であった期間に係る厚生年金保険の保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金に関する事務

第三十条の二

法別表第一の三十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による組合員（同法附則第十八条第三項の特例退職組合員を含む。）若しくはその被扶養者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務
- 二 地方公務員等共済組合法第三十九条の組合員（次号において「組合員」という。）の資格の得喪に関する事務
- 三 組合員に係る標準報酬の月額（地方公務員等共済組合法第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。）、標準期末手当等の額（同法第四十四条第一項に規定する標準期末手当等の額をいう。）又は組合員期間（同法第四十条第一項に規定する組合員期間をいう。）に関する事務

- 四 地方公務員等共済組合法第五十三条第一項又は第五十四条の短期給付の支給に関する事務
- 五 地方公務員等共済組合法第五十七条の二第一項の一部負担金に係る措置に関する事務
- 六 地方公務員等共済組合法第七十六条の退職等年金給付の支給に関する事務
- 七 地方公務員等共済組合法第百十二条第一項（第一号の二から第三号までを除く。）の福祉事業及び同法第百十二条の二の特定健康診査等の実施に関する事務
- 八 地方公務員等共済組合法による掛金に関する事務
- 九 地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第二項の任意継続組合員（同法附則第十八条第七項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）の掛金の払込み又は同法第百四十四条の二第三項の任意継続組合員の掛金の前納に関する事務
- 十 地方公務員等共済組合法による組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特別療養証明書、船員組合員証、船員組合員被扶養者証又は船員組合員療養補償証明書に関する事務
- 十一 地方公務員等共済組合法による退職等年金給付及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十三号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 十二 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項又は第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第三十九条の組合員の資格の得喪に関する事務
- 十三 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付並びにこれらの給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 十四 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金について適用するものとされた厚生年金保険法の規定による事務として行う第二十一条の二第三項各号に掲げる事務に準ずる事務